

1 計画の趣旨・位置付け

(1) 趣旨・期間

- 根拠法令:「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)(第9条)及び同法に規定する「基本方針」
- 目的:第4期計画の期間満了に伴い、同計画について所要の修正を行い、令和5年7月に改正された国の基本方針に即して市のホームレスの実情に応じた施策を推進し、ホームレスに関する諸問題の解決を図る。
- 対象者:特別措置法第2条に規定するホームレス(都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者)及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者
- 期間:国の基本方針にあわせ、**令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間**とする。
ただし、この期間内においても、「特別措置法」、「基本方針」、「県計画」、「生活困窮者自立支援法」等に変更があった場合や事業遂行上の必要により、計画を見直すことがある。

令和5年7月告示 国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」のポイント

〈ホームレスの自立支援の推進に係る基本的な考え方〉

- ・ホームレス自立支援施策は、ホームレスの状況に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本で、就業の機会や安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要

〈安定した居住の場所確保〉

- ・民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進

〈ホームレスの個々の事情に対応した総合的な自立支援〉

- ・医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行う

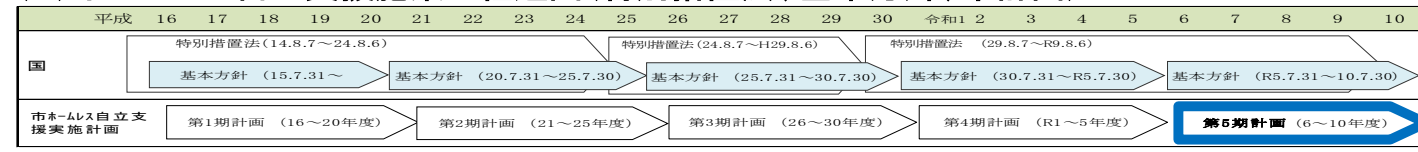
〈ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への生活支援〉

- ・入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必等な支援を実施

(2) 位置付け

川崎市総合計画及び「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、「川崎市地域福祉計画」やその他の計画とも関連付けがなされている。

(3) ホームレス自立支援施策の経過図(特別措置法、基本方針、市計画)



2 ホームレスを取り巻く現状と課題

(1) 自治体別人数の推移

| 都市 | 年 | 平成31年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 増減率 (平成31⇒令和5年) |
|--------------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 全国合計 | | 4,555人 | 3,992人 | 3,824人 | 3,448人 | 3,065人 | △32.7% |
| 東京都23区・政令市合計 | | 3,530人 | 3,120人 | 3,000人 | 2,737人 | 2,416人 | △31.6% |
| 大阪市 | | 1,002人 | 982人 | 943人 | 923人 | 841人 | △16.1% |
| 東京都23区 | | 1,033人 | 818人 | 800人 | 703人 | 604人 | △41.5% |
| 横浜市 | | 458人 | 381人 | 378人 | 285人 | 247人 | △46.1% |
| 福岡市 | | 168人 | 184人 | 193人 | 182人 | 144人 | △14.3% |
| 川崎市 | | 285人 | 214人 | 182人 | 161人 | 132人 | △53.7% |
| 仙台市 | | 85人 | 70人 | 76人 | 88人 | 84人 | △1.2% |
| 名古屋市 | | 120人 | 116人 | 98人 | 84人 | 78人 | △35.0% |
| その他政令市 | | 379人 | 355人 | 330人 | 311人 | 286人 | △24.5% |
| その他 | | 1,025人 | 872人 | 824人 | 711人 | 649人 | △36.7% |

○国の実施要領に基づき、年1回、自治体ごとに巡回による目視調査を実施
 ○全国的にホームレスの人数は減少傾向
 ○平成31年~令和5年にかけて、**川崎市内のホームレスは153人減少**
 ○平成15年の1,038人をピークに平成21年から14年連続で減少中。「巡回相談事業」での声掛けにより、「生活困窮者・ホームレス自立支援センター(以下「自立支援センター」という。)」入所に繋げるなど、ホームレスの自立支援施策等の効果と推測

(2) 市内のホームレスの状況

ア 市内の分布状況(令和5年)(単位:人)

| 区別 | 性別 | | | 合計 | 起居場所別 | |
|-----|-----|---|----|-----|-----------|-----------|
| | 男 | 女 | 不明 | | 河川 | 都市公園 |
| 川崎区 | 73 | 1 | 0 | 74 | 38(28.8%) | 28(21.2%) |
| 幸区 | 8 | 2 | 0 | 10 | 24(18.2%) | 10(7.6%) |
| 中原区 | 29 | 2 | 0 | 31 | 32(24.2%) | |
| 高津区 | 10 | 0 | 0 | 10 | | |
| 宮前区 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 多摩区 | 6 | 0 | 0 | 6 | | |
| 麻生区 | 1 | 0 | 0 | 1 | | |
| 合計 | 127 | 5 | 0 | 132 | 132(100%) | |

○市内のホームレスの半数以上(74人)が川崎区で起居している。
 ○川崎・幸・中原の3区で約87%(合計115人)を占めている。
 ○**河川が約3割(38人)**を占めており、**全国及び県の平均を上回っている。河川数では、小笠原など比較的定住性の高い形で生活し、長期化する傾向**がある。

イ 生活の実態と変化

- 国の実施要領に基づき、おおむね5年に1回、市内のホームレスにアンケート調査を実施(直近は令和3年11月)
- 自立支援センター入所者への聞き取りにより、入所者の傾向を把握
 - (ア)路上生活の期間 ⇒ **長期化の傾向がさらに強まる。**
 - ・10年以上、路上(野宿)生活を続けている人の割合が増加(前回調査38.3%→51.5%)
 - (イ)居住環境 ⇒ **不安定な居住環境にあり、路上(野宿)生活と屋根のある場所を行き来している層が存在**
 - ・自立支援センター入所直前の居住場所は、ネットカフェ・カプセルホテル、知人宅や社員寮などで生活していた人が7割以上(73.8%・R4年度実績)
 - (ウ)年齢分布 ⇒ **高齢化が一層顕著に。**
 - ・市内のホームレスの平均年齢は上昇(前回調査62.3歳→65.2歳)
 - ・70歳以上の割合が大幅に増加(前回調査24.9%→38.0%)

3 第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画

(1) 計画の基本的な考え方

基本目標

「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細かな相談支援による安定した地域生活の実現をめざして」

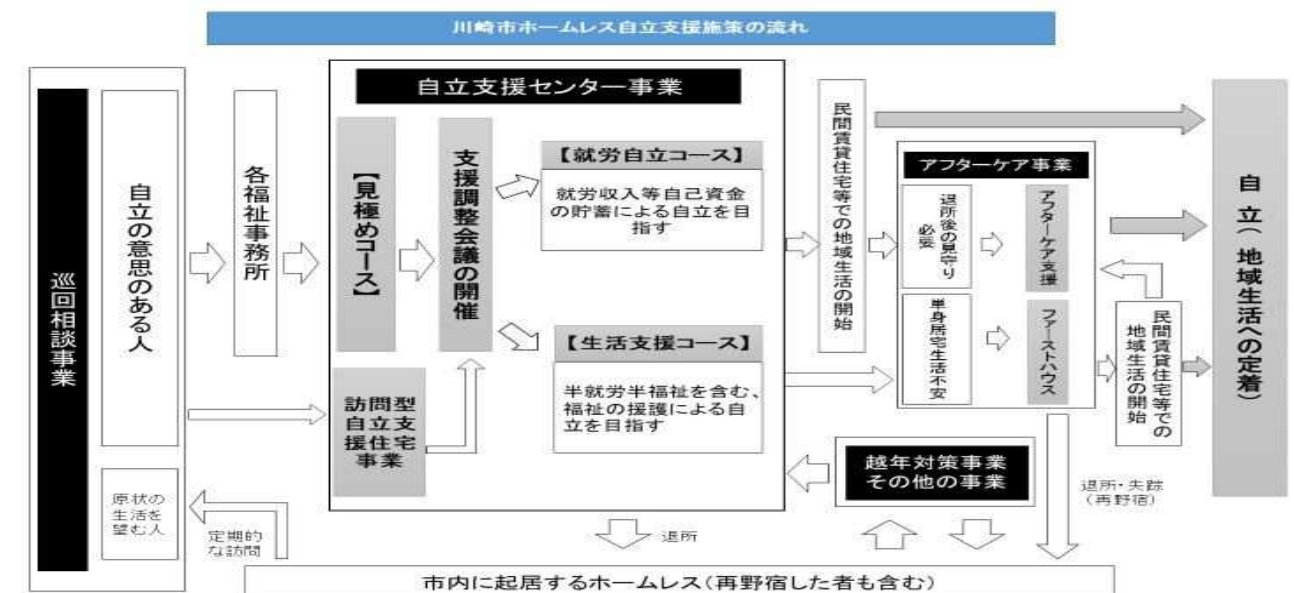
○国は基本方針において、ホームレスになった要因としては、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう、地域の状況を踏まえて、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要があるとしている。
 ○第5期計画においては、ホームレスの現状や国の基本方針を踏まえ、ホームレスが一人ひとり抱える保健、医療、福祉、就労(雇用)、住宅、教育など、ホームレスを取り巻く様々な分野における課題について、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援により、ホームレスが地域社会を構成する一員として居場所と役割、社会とのつながりを取り戻し、本人が望む生活を実現できるよう、総合的かつ計画的に支援施策(事業)を推進していく。

(2) 課題に対する具体的な取組

- 第5期計画では引き続き、上記基本目標の実現に向け、ホームレス自立支援事業のうち、「巡回相談事業」、「自立支援センター事業」、「アフターケア事業」、「越年対策事業」を「**4つの施策の柱**」と位置付け、**充実を図るとともに、「関係機関との連携による8つの取組」**により総合的に自立支援を推進していく。
- 各施策については、国の基本方針において指摘されている次の視点に重点を置いて見直しや推進を図る。

【施策の重点項目】

- A: 路上(野宿)生活期間の長期化への対応
- B: 不安定な居住環境にある人への支援
- C: 高齢や障害が疑われるホームレスに対する医療・介護的視点に基づいた支援



| （事業の概要） | | （第4期計画の成果・評価：○、課題：●） | | （第5期計画における方針） ※（A）～（C）は重点項目に対応 | |
|--------------------------|--|---|--|--|----------------|
| ホームレス自立支援事業（点線内は4つの施策の柱） | 巡回相談事業 | ○巡回相談員が定期的に市内すべてのホームレスを訪問し、生活状況や健康状態を把握するとともに、それぞれの状況に応じた支援を行う。 | ◎引き続き市内のほとんどのホームレスにアプローチできており、人数や状況の把握ができています。【巡回相談員に会ったことのある割合 H28・95.0%⇒R3・93.0%】 ●（1）路上（野宿）生活期間が長期化する人の中には、行政の支援に拒否的な方や自立支援センターでの支援に興味を持っていない方が多くいる。【自立支援センターを知っているが、利用したことはない割合 H28・63.1%⇒R3・68.0%】 ●（2）自立支援センター入所直前の居住場所は、「野宿以外」が7割以上を占めるなど、終夜営業店舗に起居する等、不安定な居住環境にある人への支援の重要性が増している。 | 新規ホームレスの早期把握による長期化・固定化の防止（A） 本編P54～55 | 継続 |
| | 生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業 <small>自立支援センター日連町 生活づくり支援ホーム下野毛 及び分館 自立支援センター南幸町</small> | ○自立の意思がありながら、ホームレス等となることを余儀なくされている人等を対象に、一定期間、宿所・食事を提供するとともに、それぞれに応じた支援を行い、安定した地域生活につなげる。 ○従来の施設での集団生活による支援に加え、R2年度から、集団生活等の拒否感が強く長期に路上（野宿）生活を送るホームレスを対象に、民間アパート等で重点的な相談支援を行う訪問型自立支援住宅事業（以下「訪問型事業」という。）を実施 | ◎路上のホームレスのみならず、終夜営業店舗等、不安定な居住環境にある人についても適切に受け入れを行っており、引き続き一定の入所者が就労もしくは福祉の援護により自立を果たしている。【自立支援センター入所者のうち自立に至った割合 第3期H26～H30計・59.5%⇒第4期H31～R4計・59.1%】 ●自立に至らずに退所する入所者が約4割いる。 （1）就労して自立する意欲を持ちづらい人への支援 ●（2）ホームレスの高齢化に伴う、介護等が必要な入所者への支援 ●（3）訪問型事業では、これまでに独居生活に問題のない7人が利用し6人が自立したが、現行の利用対象者像に合致しない、路上（野宿）生活が長期化するホームレス等への支援も必要 | 不安定な居住環境にあり、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人を含めた入所支援の継続（B） 本編P56 （1）自立阻害要因の的確な把握。生活歴、年齢、健康状態など、一人ひとりの状況や課題に応じた柔軟な支援の実施 本編P56 （2）介護扶助を活用し、介護が必要な入所者に対して、入所中から介護保険サービスを利用して、退所後に安定した生活を送るための訓練を実施（C） 本編P57 （3）独居生活に一定の不安がある方についても、訪問型事業を活用して自立を目指すよう、自立支援センター職員による支援手法や関係機関との連携体制等について検討。既存の訪問型事業の住宅に加えて、分館の効率的な利用について、検討（A） 本編P58 | 継続 新規 拡充 |
| | アフターケア事業 | ○自立支援センター退所後の再野宿の防止と地域定着を目的に実施する。 ・「アフターケア支援」…民間アパート等に居所を設定した人に対する定期的な訪問等による相談支援 ・「ファーストハウス」…単身居宅生活に不安が残る人を対象とした市営住宅の空き住戸などを活用した生活訓練 | ◎引き続き事業を利用した人の大半は安定した地域生活を維持できている。【定着の割合 第3期H26～H30計89.5%⇒第4期H31～R4計98.2%】 ●利用者の中には、家賃滞納や失踪等によりアパート生活を維持できなくなる人がいる。 （1）家計管理に課題がある人に対する支援 ●（2）路上（野宿）生活に伴い、周囲とのつながりの減少がみられ（R3調査）、孤立化の防止が課題 | 環境の変化が大きい転居直後（自立支援センター退所直後）におけるきめ細やかなフォローの充実とアフターケア終了後を見据え切れ目のない相談支援の調整 本編P59 （1）公共料金や家賃滞納を防ぐための口座振替手続き等支援。家計収支等の「みえる化」による計画的な金銭支出の意識付けの実施、だいJOBセンターとの連携による家計に関する相談支援の実施 本編P59 （2）地域の社会資源や地域活動・ボランティア活動などの情報提供による地域とのつながりのきつかけづくりや活動の働きかけ 本編P59 | 継続 継続 継続 |
| | 越年対策事業 | ○年末年始の緊急援護事業として、休業により就労の機会が得られない等の事情を抱えるホームレス等に対し、宿所、食事を提供するとともに、利用者の希望に応じてその後の適切な自立支援施策につなげる。 | ◎利用人数自体は減少傾向にあるが、緊急援護事業としての目的を、感染症に配慮しながら適切に果たしている。 ◎事業終了後（開庁日以降）、自立支援センターへつなぐ自立支援施策への入り口としても機能している。 （H31～R4年度利用者 合計150人中29人入所） | 年末年始の緊急一時的な宿泊場所を感染症やプライバシーに配慮した形で確保（C） 本編P59 事業利用者に対して、訪問型事業を含めた自立支援センター等自立支援施策へつながるよう働きかけ 本編P59～60 | 継続 継続 |
| | その他 | ○衛生改善事業…自立支援センターの洗濯・入浴設備を開放し、ホームレスの衛生状態の改善を図る。 ○ホームレス調査…国の依頼に基づきホームレスの調査（概数調査、生活実態調査）を実施する。 | | 継続実施 本編P60 | |

（取組）本編P60～62

（取組内容）

（連携先）

| 取組番号 | 取組内容 | 連携先 |
|------|-------------------------------------|--|
| 1 | 就業の機会の確保に関する取組 | 公共職業安定所、県ホームレス就業支援協議会、就業体験イベント等を実施するNPO 法人等 |
| 2 | 安定した居住の場所の確保に関する取組 | まちづくり局、居住支援協議会、民間賃貸住宅に関わる団体等 |
| 3 | 保健及び医療の確保に関する取組 | 健康福祉局、医療機関、健診機関等 |
| 4 | 生活に関する相談及び指導に関する取組 | 関連福祉制度（女性相談、高齢、障害者支援等）や保健医療施策を担当することも未来局・健康福祉局・区役所、国・県の研修実施部署等 |
| 5 | ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援に関する取組 | だいJOBセンター、就労支援機関、終夜営業店舗等 |
| 6 | 人権擁護に関する取組 | 市民文化局、教育委員会、学校、警察等 |
| 7 | 地域における生活環境の改善に関する取組 | ホームレスが起居する場所の管理者（建設緑政局、区役所等）、環境局 |
| 8 | ホームレスの自立の支援を行う民間関係団体との連携に関する取組 | ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等 |

4 ホームレス自立支援施策の推進体制

- （1）計画に定めた施策の推進 上記取組の適切な推進のため、ホームレス対策庁内連絡会議（総務企画局、財政局、健康福祉局、こども未来局、まちづくり局、建設緑政局、教育委員会、各区役所）及び川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会（学識経験者、公募市民、関係機関の代表等から構成）を開催し、進捗状況を報告するとともに、意見聴取及び情報共有を図り、計画的に取組を推進
- （2）評価と次期計画の策定連携 実施計画の計画満了前に、関係者等の意見や生活実態調査の結果等を参考としながら、次の実施計画を策定する際の参考とするため、計画に定めた施策の評価を実施